

令和 7 年度あま市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、本市が契約によって調達する物品等に対し適用する。

4 調達の対象となる施設等

この方針により、物品等を調達する対象施設等は、愛知県内に住所を有する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条に規定する事業所
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者及び第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

5 調達を推進する物品等

本市が調達する事務用品、食料品等の物品及び清掃等の役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

6 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。

7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等については、適宜、情報収集を行い、各所属へ情報提供を行う。
- (2) 各所属は、この情報提供に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。
- (3) 新たに物品等を調達する場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

8 調達実績の公表

調達の実績の概要については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、市ウェブサイト等で公表するものとする。